

新潟市民間施設木造・木質化支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新潟市建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成24年1月策定。以下「市方針」という。）」に基づき、新潟市産材・県産材（以下「市産材等」という。）の利用の促進を図るため、多くの市民が利用する民間の公共的施設や商業施設等での市産材等の利用のために取り組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市方針に基づき民間施設における市産材等の利用を支援し、地域の森林資源を循環利用することにより、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 別表1又は2の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は新潟市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 新潟市税を滞納している者。

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(3) その他、補助金の交付が不相当であると市長が認める者。

3 市長は、補助事業者が行う別表1又は2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）において、市産材等を利用するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

4 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率（補助額）は、別表1又は2に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表1又は2に定めるところにより様式第1号（補助金等交付申請書）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時

において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

3 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第2号(補助事業変更承認申請書)を市長に提出しなければならない。

(事業の実施)

第6条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した様式第3号(交付決定前着手届)を市長に提出しなければならない。

なお、補助対象者は、当該交付決定を受ける前に本事業に着手する場合は、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(事業着手報告)

第7条 補助事業者は、事業に着手したときは、様式第4号(事業着手報告書)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後20日以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第5号(補助事業完了報告書)により市長に報告しなければならない。

(報告)

第9条 補助事業者は、事業完了から1年間の市産材等PR等の実施実績について、事業完了年度の翌年度の市長が定める期日までに、様式第6号(市産材等普及活動等実施状況報告書)により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した価格が1件100千円以上の物品等とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が無断で事業により取得した物品等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。